



大農委第 50 号
平成 30 年 4 月 11 日

各位 殿

大宜味村農業委員会
会長 山内 典貴



大宜味村農業委員会総会議事録の公開について
第 16 期第 6 回 平成 30 年 2 月 26 日開催

農業委員会等に関する法律第 27 条の規程及び農業委員会の適正な事務実施に向けた具体的な取組に基づき「大宜味村農業委員会総会議事録」を公開します。

- ※ 個人情報保護のため伏せている部分もありますのでご了承下さい。
- ※ 農業委員会事務局でも閲覧することが出来ます。

平成 29 年度 第 16 期第 6 回 大宜味村農業委員会総会

開催日時	平成 30 年 2 月 26 日 月曜日 午後 1 時 30 分					
開催場所	第 2 会議室					
出席委員	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
農業委員	1	山内 典貴	○	2	宮城 美和子	×
	3	島袋 晃	○	4	松本 政隆	○
	5	眞喜志 条治	○			
農地利用最適 化推進委員	喜如嘉	平良 哲	×	喜如嘉	照屋 秀作	○
	大宜味	前田 俊	○	大宜味	米須 章	○
	塩屋	前木 秀治	○	津波	照屋 時康	○
	津波	比嘉 貢野	○			
議事録署名委員	3 番：島袋 晃 4 番：松本 政隆					
事務局職員	係長 住 秀和					
その他出席者	比嘉 ゆかり（農地中間管理事業担当職員）					

議事日程

- 1：議事録署名委員の指名
- 2：議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 3：議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 4：議案第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 5：議案第 14 号 農地の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
- 6：議案第 15 号 平成 29 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の策定について
- 7：報告第 9 号 工事完了報告書
- 8：報告第 10 号 農地転用許可不要届
- 9：報告第 11 号 利用権の裁定に係る裁定を行った旨の情報提供について

「平成 29 年度第 16 期第 6 回農業委員会総会 平成 30 年 2 月 26 日（月）」

議長 こんには。ただいまから 平成 29 年度第 16 期第 6 回農業委員会総会を開催します。委員の過半数が出席していますので、会議規則第 5 条の規定により本総会が成立することを報告します。

事務局 本日は事務局長が欠席なので事務局が代行いたします。農業委員会憲章を唱和します。よろしくお願ひします。

事務局 （農業委員会憲章の唱和）

議長 議事日程について事務局より説明を行います。

事務局 日程第 1 議事録署名委員の指名
日程第 2 議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
日程第 3 議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見書について
日程第 5 議案第 14 号 農地の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
日程第 6 議案第 15 号 平成 29 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の策定について
日程第 7 報告第 9 号 工事完了報告書
日程第 8 報告第 10 号 農地転用許可不要届
日程第 9 報告第 11 号 利用権の設定に係る裁定を行った旨の情報提供について
以上で議事日程の説明を終わります。

議長 日程第 1 会議規則第 17 条の規定による議事録署名委員の指名を行います。本日の会議の議事録署名委員は、3 番 島袋晃委員、4 番 松本政隆委員を指名したいと思ひます。異議ありませんか。

全員 異議なし

議長 異議なしと認めます。

議長 日程第2 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。事務局から提案説明をお願いします。

事務局 2ページをお願いします。利用権設定等申出書です。
譲渡人は、
譲受人は、沖縄県農業振興公社 南風原町本部 453番地3。
使用貸借権の設定です。3ページをお願いします。
農地の所在は 現況地目は畑。面積は
815㎡、貸借の期間は平成30年4月1日から平成40年3月
31日までの10年間です。

事務局 通常だと始期は3月1日ですが、今回は周りの申請地との調整もあって4月1日からとなっています。以上です。







議長 これで提案説明を終わります。続いて現地調査の報告を行います。宮城委員欠席の為、代理で平良委員をお願いします。

平良委員 7ページをお願いします。現地調査報告を行います。
調査日は、2月6日、調査員は、宮城美和子、平良哲、事務局職員です。現況は、ニンジン、ブロッコリー等を栽培している野菜畑です。権利取得後の計画については、継続して野菜などを栽培する。周辺地域との関係性は農振農用地区域であり、周辺も畑の為問題ない、以上です。(その後、プロジェクターによる現地説明)

議長 これで現地調査の報告を終わります。質疑または討論はありますか？

議長 なしと認め、これで質疑・討論を終わります。

議長 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について採決します。異議ありませんか。

- 事務局 先程の 11 ページに 160 日の農業従事日数がありますので。
- 前木委員 土地の方がある程度持っていないと農業者資格を持っていないと思うのですが？
- 事務局 下限面積ですね、12 ページの方の営農計画書について、すでにこの方は 5,986 m²の農地を持っていて、今、その土地の隣の土地を購入しようとしている、今持っている土地で 4,000 m²を超えている
- 山内委員 4,000 m²が大宜味村の下限面積なのです。それ以上あれば条件は満たします。隣接したところですので既にやっていますので問題ないです。
- 山内委員 他に質疑・討論ありますか？
- 全員 (なし)
- 議長 ないようなので、農地法第 3 条の規定による許可申請について採決いたします。意義はありませんか？
- 全員 異議なし
- 議長 なしと認め、議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については原案の通り可決します。
- 議長 次に、日程第 4 議案第 13 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について審議します。事務局から提案説明をお願いします。
- 事務局 議案書別紙 2 ページをお願いします。許可申請書です。譲渡人は、、、譲受人は、
、 申請内容は転用のための使用貸借です。
- 農地の所在については、。登記地目は畑、現況地目は畑、面積は 269 m²、転用の目的はヤギ小屋を建設する為、以上です。

議長 これで提案説明を終わります。続いて許可申請に対する意見について事務局お願いします。

事務局 5 ページをお願いします。農地区分という話をします。申請地は大宜味集落の端に位置し、大宜味区公民館が申請地から136mの距離にあります、幼稚園が354m、役場から403メートル離れた位置にあります。

農地転用的には第3種農地区分になります。第3種農地というのは、このように公共的な施設が500m以内にあるところについては、ほぼ市街地化している農地という事で、原則許可の農地になるという事です。

地図にもあるように、前にあったヤギ小屋を今回の申請地に新たに造って移すという事です。10ページの意見書では第3種農地であるので許可相当と判断するとして県知事に進達する予定です。以上です。

議長 質疑または討論はありませんか？

照屋時康委員 ヤギ小屋なので迷惑になる事、なのですけれども、区民の承諾は得られたのですか？

事務局 周囲の住民からの承諾が得られたのかという事ですか。

米須委員 (今回のヤギ小屋は) 畜舎ではないですからね、畜舎というのは100坪以上で構築されているもので、100坪以上だったら地域の許可というものが必要になってくるのだけれども。

事務局 この件については、米須さんが言った事も合わせて畜産担当者に聞いているところです。周辺の住民から同意をもらっているかという事は、すみません、まだ聞いてないです。

照屋時康委員 法的には大丈夫でも、匂いとか、音とかもありますし、区からの承諾が必要ですよね。

事務局 そうですね、そういった所はもう一度確認してみます。

照屋時康委員 区が大丈夫であればいいけど、区に何も話がなくてやって

しまった場合、法律をクリアしていればいいのかという考えもあると思うけど、やっぱり匂いだとか音だとかいうのはね。一つ事例があると他のところでもやろうとなるから。

事務局 そのこのところは重要なのでもう一度確認します。

会長 これはもう一回審議しますか？区の方に同意をもらっているのか確認してから許可します？

事務局 許可するのは大丈夫です。私達は、ここは許可相当ですよって提出して県知事が許可するかの話です。

会長 ヤギ小屋で私達（農業委員会）が許可した場合、許可した後に苦情が出て、できませんでしたとなった場合には、許可したのを却下すればいい、それでどうですか？

議長 他に質疑・討論ありませんか

議長 ないようなので議案第13号 農地法第5条 第1項の規定による許可申請に対する意見について意義ありませんか？

全員 異議なし

議長 意義なしと認め、これで議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり可決します。

議長 続きまして、日程第5 議案第14号 農地の利用の最適化に関する指針の策定について審議します。事務局から提案説明をお願いします。

事務局 議案書別紙の方の11ページをお願いします。議案第14号この指針については平成29年10月に新体制になってから、農地等の利用の最適化交付金に関するもので農業委員会の法律の中で第7条に、この指針を定める規定があります。また、指針をつくる際は農地利用最適化推進委員の方々に意見を聞かなければいけない、とあります。こちら（指針案）を見

てもらって意見を言ってもらい、追加があれば付け加えればと思います。農地利用最適化交付金を受けるにあたり策定しないといけないので決めていただきたいと思っております。

事務局 今から読み上げていきます。議案第 14 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針。(大宜味村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)を読み上げる)

事務局 農地利用最適化推進(案)についてなにか質問のある方?

全員 (なし)

議長 なければそのまま策定するというので、次に行きます。

議長 日程第 6 議案第 15 号 平成 29 年度農地等の利用最適化の推進に関する意見書の策定について審議します。事務局から提案説明をお願いします。

事務局 これは毎年行っているものですが、去年、一昨年までは建議という形でやっているところです。去年から建議から意見書という形になっています。16 ページは表題です、17 ページが意見書の番号、前文です。18 ページと 19 ページが意見書の中身です。それで今回、その 20 ページと 21 ページを見ていただきたいのですが、前回の「人・農地プラン」の検討会でのいろいろな意見を集約した形でやろうと思って、各地域の意見を書いて、意見書の方に入れようと思っています。

20、21 ページの方は、ざっくりばらんに農家さんから発言された内容を箇条書きで書いているところです。そのまとめたものを調整して 18、19 ページに入れ込んでいるところです。基本的にはそんなに去年と内容は変わらないので、内容をほぼ同じような形にしてシークワサーの振興についてと鳥獣害対策についてと農業用灌漑施設の整備を含めた基盤整備について文章を入れています。

ここに例えばシークワサーの振興についてという事で 1 番のところに、⑥観光を活用した農業支援なのですけども

今年の「人・農地プランの意見交換であったのでその時のものを入れています。また、19 ページの方の、3 番の③は押川・屋古・田港の傾斜農地の園場整備支援というのも前回の「人・農地プラン」で意見があったものです。

下の方の4 番のその他というところの⑧、ここについても集落営農への取り組みへの支援というのが根路銘・上原・屋古・田港・饒波・大兼久・大宜味の中で意見が多かったので付け加えているところです。17 ページの方の前文のところを読み上げて説明したいと思います。

事務局 (「平成 29 年度農地等の利用の最適化推進に関する意見書」を読み上げる)

事務局 16 ページから 19 ページまでが意見書として上げていこうかと思っていますが、他にもこういうのがあった方がいいのでは？というのがありましたら提案していただけたらと思います。

前木委員 鳥獣害の対策についての事です。村が対象範囲を決めてやっているということですが、その対象が農用地区域に限られていると思います。農用地区域というのを外してもらって、農地ということでもってもらうことはできないのですか？

事務局 この事業というのは国の方の事業の中で、その枠組を使ってやっているのですけれども、この中で農用地区域となっているので。

前木委員 産業振興課に相談しにいったら農用地区域という縛りはないと言っていたのです。大宜味村がそう決めている。

事務局 そうなのですか？縛りはないのですか？

前木委員 産業振興課はないと言っていましたよ。

事務局 そうですね、協議会に対してこの中で（意見書の中で）言っ

の方がいいですね、農業者がやっているところであれば農地ですね、農地として認められているところについては、農用地区域の縛りではなくても事業を入れる事が出来る様、意見書の中に入れるようにします。

議長 他に何かありませんか？意見書に付け加えたいものはありませんか？

議長 では、議案第 15 号、平成 29 年度農地等の利用の最適化推進に関する意見書は、今説明した内容で策定したいと思います。

議長 次に、日程第 7 報告第 9 号 工事完了報告書 1 件です。事務局から報告をお願いします。

事務局 20 ページをお願いします。工事完了報告書です。去年上原で申請があった、一般住宅への転用が完了したと報告があったとの報告です。

平成 30 年 1 月 20 日 転用事業者は、住所 [REDACTED] [REDACTED] 氏名 [REDACTED] 工事完了報告書。農地法第 5 条第 1 項の規定により転用許可がなされている土地の工事が完了したので下記の通り報告します。

許可年月日は平成 29 年 6 月 29 日、許可指令番号は 沖縄県指令北振第 101-10 号。転用許可地の所在は [REDACTED] [REDACTED] です。転用目的は一般住宅の建設としての使用です。転用面積は 242.44 m²で、工事期間は、着工が平成 29 年 8 月 20 日、完了が平成 30 年 1 月 5 日です。

事務局 21 ページをお願いします。住宅が出来ましたと報告です。住宅の完成写真がそれぞれ違った角度で掲載されています。農業委員会としては住宅が建設されたと認められる工事完了報告として県知事に速やかに進達をしました、以上です。

議長 次に、日程第 8 報告第 10 号 農地転用許可不要届 2 件です。事務局から報告をお願いします。

事務局 22 ページをお願いします。

1 件目です。申請日は平成 30 年 1 月 23 日 転用申請者については、
。転用しようとする土地は、
登記地目は田、現況も田となっています。借地面積は 2, 101 m²、使用する面積は 20 m²です。

所有者については、
賃貸借の契約です。転用しようとする事由の詳細は、携帯電話の通話品質改善及び通話エリア拡大に伴う無線基地建設のためです、以上です。

2 件目です。申請日は平成 30 年 2 月 20 日、転用申請者については、
。転用しようとする土地は、
、登記地目は 山林、現況も山林となっています。借地面積は 7, 021 m²、使用する面積が 20 m²。

所有者については、
賃貸借の契約です。転用しようとする事由の詳細は、携帯電話の通話品質改善及び通話エリア拡大に伴う無線基地局建設の為、以上です。

議長 次に日程第 9 報告第 11 号 利用権の設定に係る裁定を行った旨の情報提供について 1 件です。事務局から報告をお願いします。

事務局 去年の 4 月 22 日に農地の所有者が確知できないという事で公示をした農地の件です。農地の所在は、
地目 畑、面積 122 m²、ただし、当該申請に係る部分についてはそのうち 113 m²。
地目 畑、面積 46 m²。




この土地について平成 29 年 4 月 22 日から 6 ヶ月かけて所有者不明という事で公示をしましたが、対象者の方がありませんでした。



その後、中間管理機構に対して大宜味村農業委員会の方から、この農地は所有者が確知出来ませんでしたとの報告をしました。また、この農地については中間管理事業で担い手に

貸付をしたいので県知事裁定による利用権設定をするよう要請をしました。

県からそれについて中間管理の利用権を設定しました、県知事の裁定でやりました、という事で通知がありました。

それがこの27ページの2番と3番の方になっています。

そして2番の方に書いているようにこの2つの農地については中間管理機構が平成30年3月1日から開始ということになっており、期間は5年間、その間に万が一、所有者ですと名乗り出てくる事があった場合にそれに対し保証金を払う為に、円、円の方は円を支払うということになっています。


これらの土地に関しては同年3月1日から中間管理機構を通してさんに転貸という形でさんの経営農地になります。

議長

以上で報告を終わります。これで、本日の日程はすべて終了しました。これをもちまして平成29年度第16期第6回農業委員会総会を閉会いたします。次回の総会は3月26日、月曜日 午後1時30分 第1会議室（役場2階）で予定しています。お疲れ様でした。

閉会 2時52分

議事録署名委員

 印

議事録署名委員

松本 政隆  印